

令和3年度

笠岡市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

笠岡市監査委員



笠 監 第 4 9 号

令和4年8月26日

笠岡市長 小林 嘉文 殿

笠岡市監査委員 中西 尚子

同 東川 三郎

令和3年度笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。



## 目 次

令和3年度笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見	1
第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
1 健全化判断比率の状況	2
(1) 実質赤字比率	3
(2) 連結実質赤字比率	4
(3) 実質公債費比率	5
(4) 将来負担比率	6
(5) 令和2年度岡山県内各市の健全化判断比率	8
2 資金不足比率の状況	9
3 むすび	10
財政指標の対象会計範囲	11

(注) 1 文中の金額は、原則として万円単位で表し、端数は切り捨てた。このため計数が一致しない場合がある。

2 各図表中の金額は、原則として表示の1桁下位で四捨五入した。このため、合計と内訳の計や、総務部財政課作成の「財政健全化判断基準比率等の状況」に記載されている値と一致しない場合がある。

3 県内15市との比較を示した図表は、岡山県市町村課の公表資料「市町村決算に基づく健全化判断比率等」に基づいて作成した。

4 ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

5 略号・符号の用法は、次のとおりである。

－ 該当数値なし

△ 負 数



# 令和3年度笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

- 1 健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率

- 2 資金不足比率

## 第2 審査の期間

令和4年8月9日から令和4年8月26日まで

## 第3 審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令等に基づき算定されているか、また、これらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認することにより実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し正確であると認めた。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらに対する審査意見は、次のとおりである。

## 1 健全化判断比率の状況

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められる。

第1表 健全化判断比率の状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
	%	%	%	%	%	%
実質赤字比率	—	—	—	—	12.87	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	17.87	30.00
実質公債費比率	6.7	6.8	6.4	6.5	25.0	35.0
将来負担比率	75.5	63.7	59.5	51.0	350.0	—

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示している。

2 早期健全化基準とは、地方公共団体が、財政収支の不均衡その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、健全化判断比率のそれぞれについて政令で定められた数値をいう。地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政健全化計画を定めなければならない。

### (1) 実質赤字比率

令和3年度には実質赤字額は生じていないので、早期健全化基準の12.87%内である。

※実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合をいう。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

第2表 実質赤字比率の状況

会 計 名		実 質 収 支 額				対前年度 増 減
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
一 般 会 計 等	一 般 会 計	千円 630,253	千円 501,927	千円 458,358	千円 813,038	千円 354,680
	へき地診療施設特別会計	1,878	1,971	964	1,145	181
	相生墓園事業特別会計(注1)	658	0	—	—	—
	公共用地取得特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等の実質収支		632,789	503,898	459,322	814,183	354,861
標準財政規模		13,078,888	12,994,920	13,273,097	13,895,677	622,580
<b>実質赤字比率(注2)(%)</b>		— (△4.83)	— (△3.87)	— (△3.46)	— (△5.85)	—
早期健全化基準(%)		12.94	12.95	12.92	12.87	
財政再生基準(%)		20.00	20.00	20.00	20.00	

(注1) 相生墓園事業特別会計は令和元年度末で廃止された。

(注2) 黒字の場合は負の値となる。

※標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収額等に普通交付税等を加算した額をいう。

## (2) 連結実質赤字比率

令和3年度には連結実質赤字額は生じていないので、早期健全化基準の17.87%内である。

※連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する割合をいう。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

第3表 連結実質赤字比率の状況

会計名		実質収支額又は資金不足額				対前年度 増減	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
一般会計等		千円 632,789	千円 503,898	千円 459,322	千円 814,183	千円 354,861	
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	92,745	60,813	98,016	126,824	28,808	
	国民健康保険真鍋島直営診療施設特別会計	757	2,359	3,538	1,330	△ 2,208	
	後期高齢者医療特別会計	3,632	1,131	1,935	3,212	1,277	
	介護保険事業特別会計	220,945	190,192	157,723	205,335	47,612	
公営企業会計	法非 適	土地造成事業特別会計	7,919	294	517	487	△ 30
	工業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0	
	法 適	水道事業会計	2,018,565	1,997,359	1,680,103	1,638,779	△ 41,324
		下水道事業会計 <sup>(注1)</sup>	259,342	216,797	100,394	103,884	3,490
	病院事業会計	△ 178,445	△ 206,500	0	0	0	
合計(連結実質収支額)		3,058,249	2,766,343	2,501,548	2,894,034	392,486	
標準財政規模		13,078,888	12,994,920	13,273,097	13,895,677	622,580	
連結実質赤字比率 <sup>(注2)</sup> (%)		— (△23.38)	— (△21.28)	— (△18.84)	— (△20.82)	—	
早期健全化基準 (%)		17.94	17.95	17.92	17.87		
財政再生基準 (%)		30.00	30.00	30.00	30.00		

(注1) 下水道事業は平成30年度から地方公営企業法が適用された。

(注2) 黒字の場合は負の値となる

### (3) 実質公債費比率（3か年の平均値）

令和3年度の実質公債費比率は6.5%となっており、早期健全化基準の25.0%内である。

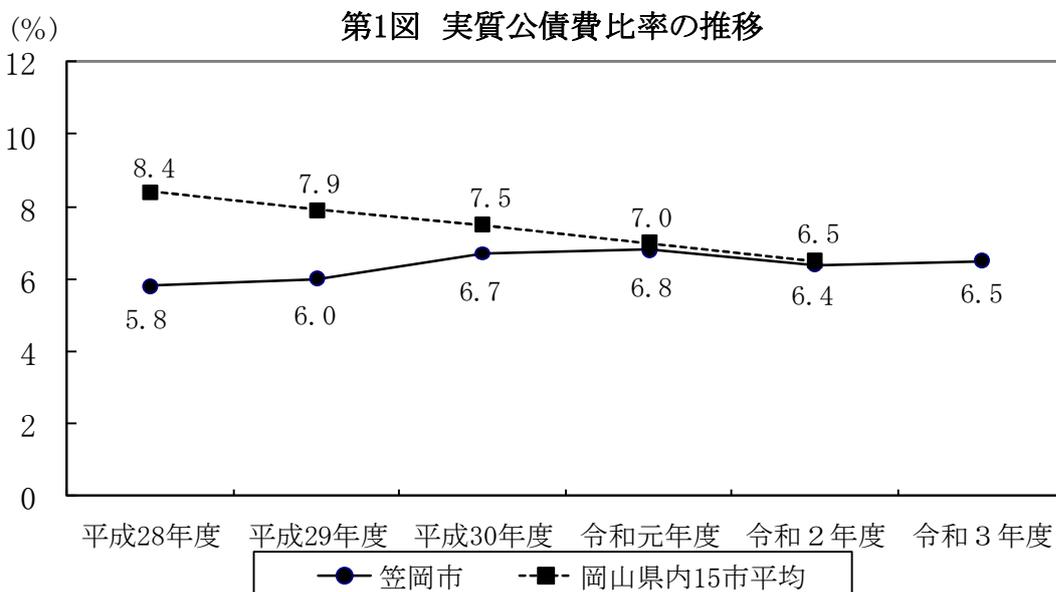
※実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合をいう。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

(3か年平均)

第4表 実質公債費比率の状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度 増 減
	千円	千円	千円	千円	千円
地方債の元利償還金 ①	2,046,417	1,984,932	2,105,564	2,237,385	131,821
準元利償還金 ②	977,084	890,481	876,282	752,528	△ 123,754
①②に充てられる特定財源 ③	357,997	296,915	359,214	309,102	△ 50,112
①②に係る基準財政需要額算入額 ④	1,966,283	1,877,242	1,860,131	1,880,389	20,258
標準財政規模 ⑤	13,078,888	12,994,920	13,273,097	13,895,677	622,580
実質公債費比率（単年度） ①+②-③-④ ⑤-④ ×100 (%)	6.3	6.3	6.7	6.7	ポイント 0.0
実質公債費比率（3か年平均） (%)	6.7	6.8	6.4	6.5	ポイント 0.1
早期健全化基準 (%)	25.0	25.0	25.0	25.0	
財政再生基準 (%)	35.0	35.0	35.0	35.0	



#### (4) 将来負担比率

令和3年度の将来負担比率は、51.0%となっており、早期健全化基準の350.0%内である。

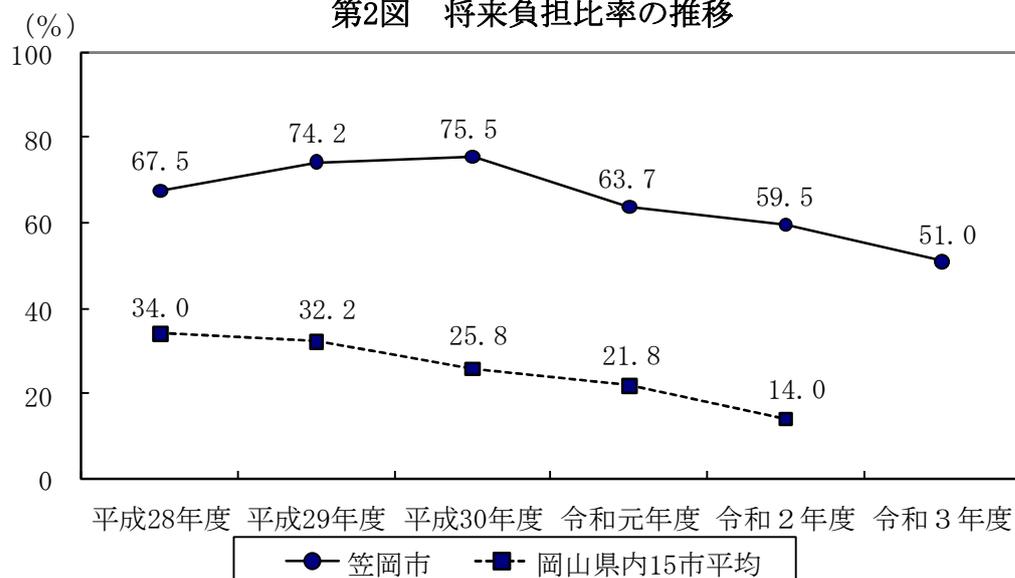
※将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合をいう。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

第5表 将来負担比率の状況

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度 増減
	千円	千円	千円	千円	千円
将来負担額 ①	37,811,508	37,430,172	37,602,228	37,486,906	△ 115,322
充当可能基金額 ②	2,437,542	2,494,817	2,484,594	3,576,691	1,092,097
特定財源見込額 ③	4,938,813	5,069,809	5,440,469	5,607,496	167,027
基準財政需要額算入見込額 ④	22,038,433	22,773,631	22,875,358	22,164,671	△ 710,687
標準財政規模 ⑤	13,078,888	12,994,920	13,273,097	13,895,677	622,580
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑥	1,966,283	1,877,242	1,860,131	1,880,389	20,258
将来負担比率 $\frac{\text{①} - (\text{②} + \text{③} + \text{④})}{\text{⑤} - \text{⑥}} \times 100$ (%)	75.5	63.7	59.5	51.0	ポイント △ 8.5
早期健全化基準 (%)	350.0	350.0	350.0	350.0	
財政再生基準 (%)	—	—	—	—	

第2図 将来負担比率の推移



○ 将来負担額

将来負担額は、一般会計等に係る地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる市の負担見込額、退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額、市が設立した法人等の負債額等に係る一般会計等の負担見込額などの合計である。

第6表 将来負担見込額の状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度 増減額
	千円	千円	千円	千円	千円
一般会計等に係る地方債現在高	25,143,653	25,956,280	26,613,353	27,449,329	835,976
債務負担行為に基づく支出予定額	547,043	510,252	456,539	418,573	△ 37,966
一般会計等以外の特別会計の地方債の償還に係る一般会計等からの繰入見込額	8,419,317	7,674,204	6,940,868	6,123,275	△ 817,593
組合等の地方債の償還に係る負担見込額	822,530	720,012	655,081	501,834	△ 153,247
退職手当支給予定額に係る負担見込額	2,878,965	2,562,295	2,936,387	2,992,894	56,507
設立法人の負担額等に係る負担見込額	0	7,129	0	1,001	1,001
連結実質赤字額	0	0	0	0	0
組合等の連結赤字額に係る負担見込額	0	0	0	0	0
合 計	37,811,508	37,430,172	37,602,228	37,486,906	△ 115,322

(5) 令和2年度岡山県内各市の健全化判断比率

第7表 令和2年度岡山県内各市の健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
<早期健全化基準>	<11.25～15.0%>	<16.25～20.0%>	<25.0%>	政令市<400%> 市町村<350%>
岡山市	—	—	5.4	—
倉敷市	—	—	3.7	31.2
津山市	—	—	12.4	119.8
玉野市	—	—	4.7	—
井原市	—	—	9.7	—
総社市	—	—	7.4	14.7
高梁市	—	—	12.5	76.5
新見市	—	—	9.6	41.4
備前市	—	—	10.7	—
瀬戸内市	—	—	8.6	36.2
赤磐市	—	—	7.1	12.1
真庭市	—	—	10.3	—
美作市	—	—	11.8	—
浅口市	—	—	10.1	—
笠岡市	—	—	6.4	59.5
平均	—	—	6.5	14.0

出典：「令和2年度市町村決算に基づく健全化判断比率等」（岡山県市町村課の公表資料）から。

## 2 資金不足比率の状況

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められる。

病院事業会計においては、令和2年度以降、2期連続で資金の不足額が生じなかった。それ以外の会計についても、資金の不足額は生じていない。

※資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合をいう。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

第8表 資金不足比率の状況

特別会計の名称		資金不足額 ①	事業の規模 ②	資金不足比率 ①/②×100	経営健全化 基準
		千円	千円	%	%
法 適 用	水道事業会計	—	1,106,071	—	20.0
	下水道事業会計	—	675,834	—	
	病院事業会計	—	1,626,026	—	
法 非 適 用	土地造成事業特別会計	—	488	—	
	工業団地造成事業特別会計	—	0	—	

(注) 資金不足額及び資金不足比率について、資金不足額が生じていない会計は「—」と表示している。  
下水道事業は平成30年度から地方公営企業法が適用された。

第9表 資金不足・剰余額の状況

特別会計の名称		資金不足・剰余額				対前年度 増減額
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		千円	千円	千円	千円	千円
法 適 用	水道事業会計	2,018,565	1,997,359	1,680,103	1,638,779	△ 41,324
	下水道事業会計	220,374	216,797	100,394	103,884	3,490
	病院事業会計	△ 178,445	△ 206,500	0	0	0
法 非 適 用	土地造成事業特別会計	7,918	295	517	487	△ 30
	工業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0

(注) 資金不足・剰余額は、資金不足を生じている場合、負の値で表示される。  
下水道事業は平成30年度から地方公営企業法が適用された。

### 3 む す び

各比率の状況をみると、実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、8億1,418万円の実質黒字額となっている。

連結実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、28億9,403万円の連結実質黒字額となっている。

実質公債費比率については、直近3か年を平均した当年度の比率は6.5%で、早期健全化基準内である。前年度に比べ0.1ポイント上昇した。これは、地方債の元利償還金の額の大幅な増加や、控除される特定財源等が減少したものの、普通交付税額の大幅な増加により標準財政規模も大きくなったことによるものである。なお、単年度の比率は6.7%で、前年度と横ばいになっている。

将来負担比率については、51.0%と早期健全化基準内で、前年度に比べ8.5ポイント低下し、3期連続で改善している。これは、地方債現在高が増加している一方、下水道事業を主とする公営企業等繰入見込額及び組合負担等見込額が減少したことで将来負担額が減少したことに加え、基金残高の増により、控除される充当可能財源等が増加したこと、また、控除される算入公債費等の額は増加したものの、標準財政規模の方が大きく増加したことによるものである。

資金不足比率については、前年度に続き、2期連続で資金の不足額は生じていない。

以上のように、審査に付された指標は、いずれも非該当又は早期健全化基準、経営健全化基準を下回る結果となっている。

本市の将来負担比率は3期連続で改善しているものの、今後予定している、大規模な事業の実施により市債借入額がさらに増加し、比率が上昇することが懸念される。このため、事業実施においては、財源の確保も含め、十分に精査し慎重に取り組むとともに、市債の発行については、将来的に過度の負担となることがないように配慮されたい。

引き続き、適切な財政運営のもとで、安定した財政基盤を構築されるよう望むものである。

## 財政指標の対象会計範囲

笠岡市の連結対象

区 分		実質赤字 比 率	連結実質 赤字 率	実質公債 費 比 率	将来負担 率 比	資金不足 率 比					
笠 岡 市	普通 会計	一般会計	↑	↑	↑	↑					
		へき地診療施設特別会計									
		公共用地取得事業特別会計									
	公営 事業 会計	国民健康保険事業特別会計									
		国民健康保険真鍋島直営診療施設特別会計									
		後期高齢者医療特別会計									
		介護保険事業特別会計									
	公営 企業 会計	法 非 適					土地造成事業特別会計	↓	↓	↓	↓
							工業団地造成事業特別会計				
		法 適					水道事業会計				
下水道事業会計 病院事業会計											
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合	岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合										
	岡山県西部地区養護老人ホーム組合										
	岡山県西部衛生施設組合										
	岡山県西部環境整備施設組合										
	笠岡地区消防組合										
	岡山県市町村総合事務組合										
	岡山県市町村税整理組合										
	岡山県後期高齢者医療広域連合										
	岡山県西南水道企業団										
第 三 セ ク タ ー 等	笠岡市総合福祉事業団 吸江社										
	笠岡市文化・スポーツ振興財団										
	笠岡放送株式会社										